

水産業の部

解説

この部には、「海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査）」、「内水面漁業生産統計調査」、「水產物流通統計調査（水產加工統計調査）」、「漁業経営調査（個人経営体調査）」及び「2013年漁業センサス（漁業経営体調査）」等による水産業に関する統計を掲載した。

1 地域区分（大海区（都道府県別区分））

日本海北区とは、青森県、秋田県、山形県、新潟県及び富山県の範囲をいう。

日本海西区とは、石川県、福井県、京都府、兵庫県（日本海側）、鳥取県及び島根県の範囲をいう。（193ページの大海区・大海区別都道府県区分図を参照。）

2 調査の概要

(1) 2013年漁業センサス（漁業経営体調査）

ア 調査の目的

この調査は、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水產物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施した。

イ 調査の時期

平成25年11月1日現在

ウ 調査の方法

「農林水産省一都道府県一市区町村一調査員一調査対象」の実施系統で行い、調査員が調査対象に調査票を配付・回収する自記申告調査の方法で実施した。

(2) 海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収穫統計調査）

ア 調査の目的

この調査は、海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的に実施した。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

解説

ウ 調査の方法

原則、水揚機関を対象に実施し、水揚機関で把握できない場合に限り、漁業経営体を対象に調査を実施した。

また、調査結果については、海面漁業経営体の所在地に計上した。

(ア) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、操業水域及び漁獲量等について、統計調査員による面接調査及び水揚機関の水揚記録の利用等により実施した。

(イ) 海面養殖業収穫統計調査

この調査は、海面養殖業を営む経営体又は水揚機関を対象とし、施設及び収穫量等について統計調査員による面接調査及び水揚機関の水揚記録の利用等により実施した。

(3) 内水面漁業生産統計調査

ア 調査の目的

この調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面に係る水産行政の基礎資料を整備することを目的に実施した。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

ウ 調査の方法

農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に対し、郵送、FAX、オンライン又は民間事業者が任命した調査員により調査票を配付・回収する方法により実施した。

(4) 漁業産出額

漁業生産活動の実態を金額で推計した。具体的には、海面漁業生産統計調査で取りまとめた全ての漁業・養殖業の魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等を乗じて算出したものである。

なお、算出に用いる価格は（一社）漁業情報サービスセンター、主要産地の市場、

関係団体等から得られた価格を使用した。

(5) 水産物流通調査（水産加工統計調査）

ア 調査の目的

この調査は、全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を把握し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料を整備することを目的に実施した。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

ウ 調査の方法

調査対象（調査区分ごとに水産加工品生産量の85%を超えるまでの陸上加工経営体）に次のいずれかの方法により実施した。

(ア) 調査対象に調査票を郵送で配付し、郵送、FAX又は政府統計共同利用システムにより回収する自計調査の方法。

(イ) 調査員が調査対象に調査票を配付・回収する自計調査の方法。

(ウ) 調査員による調査対象への聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により行う他計調査の方法。

(6) 漁業経営調査（個人経営体）

ア 調査の目的

この調査は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的に実施した。

イ 調査の時期

毎年1月1日から12月31日までの1年間。

ウ 調査の方法

調査対象（漁業経営体のうち個人経営体で海面漁業を営む専業又は第1種兼業の経営体）による収支・労働に関する日記帳及び職員による面接聞き取り調査を併用する方法、又は調査対象が税務申告関係帳簿類等を調査票へ記入する方法により実施した。

なお、調査結果については1経営体当たりの平均値を示しており、2013年漁業センサス結果における全国、経営体階層別、大海区分に区分した階層ごとの経営体数を基に算出したウェイトにより加重平均して算出した。

3 用語の解説

(1) 漁業生産構造

ア 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯及び事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

イ 経営組織

(ア) 個人経営体

個人で漁業を営んだものをいう。

(イ) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

a 会社

会社法第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

b 漁業協同組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合及び同連合会をいう。

c 漁業生産組合

水産業協同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

d 共同経営

2人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

ウ 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

エ 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定

した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

- (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により決定した経営体階層。

上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

オ 漁業層

- (ア) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものという。

- (イ) 中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものという。

- (ウ) 大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものという。

カ 個人経営体の専兼業分類

- (ア) 専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。

- (イ) 第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

- (ウ) 第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

キ 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

ク 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

ケ 新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

(2) 漁業生産量

海面漁業漁獲量、海面養殖業収穫量、内水面漁業漁獲量及び内水面養殖業収穫量を総称したものという。

ア 漁獲量（海面）

漁労作業により得られたすべての水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、次のものは除外した。

- (ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの。

- (イ) 沈没等により消失したもの。

- (ウ) 漁業用餌料（たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等）として自家用のみに採捕したもの。

- (エ) 養殖用種苗として自家用のみに採捕したもの。

- (オ) 自家用の肥料のみに供するために採捕したもの（主として海藻類、ひとで類等）。

なお、数量は原則として、魚類、その他の水産動物類及び海藻類については採捕時の原形重量、貝類については殻付きの重量とした。ただし、漁獲物が船内において塩蔵、冷凍、缶詰等に加工された場合は、その漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。

イ 漁獲量（内水面）

平成28年は漁業センサス実施年以外の年として、九頭竜川水系（九頭竜川、竹田川、足羽川、日野川）について委託業者が調査した。

また、漁獲量は漁業経営体が生産物の販売を目的として漁獲した数量（天然産種苗

採捕量（あゆ、うなぎ）、自家消費を含む。）をいう。

ウ 収穫量（海面及び内水面）

養殖によって収穫した原形重量（魚類、水産動物類は丸換算、貝類は殻付き）をいう。

(3) 水産加工品生産量（陸上加工品生産量）

販売を目的として陸上において生産された食用加工品（原則として海藻類製品、水産缶詰・瓶詰、単にゆでたもの等を除く。）及び生鮮冷凍水産物の生産量をいい、同一経営体が一貫加工を行った場合は、最終段階の該当品目に計上した（例えば、かつおからかつお節を製造し、さらに、けずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上した。）。

ただし、生鮮品を凍結した後にそれを原料として加工した場合には、生鮮冷凍水産物及び食料加工品にそれぞれ生産量を計上した。

(4) 漁業経営（個人経営体）

ア 漁業投下固定資本

固定資本である土地、建物、漁船、漁網・はえ縄等の年始めの現在価に、それぞれの漁業への使用割合を乗じたものである。

イ 漁労収入

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業における漁獲物、収穫物の販売収入、現物処理（自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収穫物）の評価額である。

なお、現物処理の評価は調査地における市場卸売価格による。

ウ 漁労支出

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収穫、販売等に要した費用及び該当年内に負担すべき固定資産の減価償却の合計とした。

エ 漁労所得

漁労収入－漁労支出

オ 漁労外事業収入

漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、農業、林業、商業、遊漁等の事業によって得られた収入のほか、漁業用の生産手段の一時的賃借料のような漁業経営にとって付随的な収入も含んでいる。

カ 漁労外事業支出

漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、農業、林業、商業、遊漁等の事業に

要した費用のほか、漁業生産手段の一時的賃借料等に係る経費も含んでいる。

キ 漁労外事業所得

漁労外事業収入－漁労外事業支出

ク 事業所得

漁労所得＋漁労外事業所得

ケ 漁労所得率

漁労所得÷漁労収入×100

コ 漁業固定資本装備率

漁業投下固定資本÷最盛期漁業従事者数

この部についての照会先

漁業生産構造、漁業経営は、

統計部 経営・構造統計課

電話(076)263-2161 内線3631, 3632

直通(076)232-4894

漁業生産、水產物流通は、

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線3641, 3642

直通(076)232-4895

大海区・大海区別都道府県区分図

